

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに
会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

2021 年 7 月 1 日

フロンテア流通株式会社
三協フロンテア株式会社

2021年7月1日

(吸収分割会社)

茨城県坂東市大谷口字南原1040番地1
フロンテア流通株式会社
代表取締役 長妻 和男

(吸収分割承継会社)

千葉県柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役 長妻 貴嗣

吸収分割に係る事後開示事項

吸収分割会社である、フロンテア流通株式会社（以下「分割会社」という）及び吸収分割承継会社である、三協フロンテア株式会社（以下「承継会社」という）は、共同して、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める開示事項を下記の通り開示いたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日
2021年7月1日（以下「効力発生日」という）
2. 分割会社における差止め請求に係る手続きの経過
差止め請求を行った株主はおりませんでした。
3. 分割会社における反対株主の株式買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続きの経過
 - (1) 反対株主の株式買取請求
分割会社に対し、株式の買い取りを請求した株主はおりませんでした。
 - (2) 新株予約権買取請求
分割会社は、新株予約権を発行しておりません。
 - (3) 債権者の異議
承継会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第789条の規定による手続きは行っておりません。
4. 承継会社における差止め請求に係る手続きの経過
会社法第796条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第796条の2の規定に基づく請求権は発生いたしません。

5. 承継会社における反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 反対株主の株式買取請求

承継会社は、会社法第 796 条第 2 項の要件を満たす簡易分割に該当するため会社法第 797 条第 1 項の買取請求をした株主はおりませんでした。

(2) 債権者の異議

承継会社は、会社法第 799 条の規定に基づき、債権者保護手続を行いました。異議を述べた債権者はおりませんでした。

6. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日に分割会社より 2021 年 4 月 27 日付の吸収分割契約書に記載された事業に関する権利義務を同契約に従い承継いたしました。なお、承継した資産の額は 40 百万円（概算値）、負債の額は 0 円（概算値）であります。

7. 吸収分割による変更登記をした日 2021 年 7 月 19 日

8. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項

当該事由はありません。

以上